

議案第14号

財団法人呉竹文庫の解散及び残余財産の処分の許可について

1 提案理由

呉竹文庫の維持・運営を事業とする財団法人呉竹文庫から、解散及び残余財産の処分の申請があり、これを許可する必要があるため

2 根拠法令

- ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第95条
- ・ 旧民法(明治29年法律第89号)第68条第1項第1号及び第72条第1項
- ・ 旧石川県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和42年教育委員会規則第18号)第16条第1項及び第17条第1項

3 申請者

白山市湊町ヨ146番地
財団法人呉竹文庫 理事長 竹内信孝

4 その他

- (1) 設立の日 大正11年2月28日
- (2) 解散予定時期 平成23年3月(教育委員会許可の日)
- (3) 残余財産目録 次頁のとおり

残余財産目録

1 資産の部 38,391,356円

(1) 流動資産

普通預金(北陸信用金庫 普通預金) 2,160,289円

(※3月分の入館料収入数万円の見込み有り)

(2) 特定資産

呉竹文庫基金(北陸信用金庫 普通預金) 2,369,171円

(3) 基本財産(北陸信用金庫 定期預金) 7,000,000円

(4) 不動産

土地(白山市湊町字ヨ145番ほか4筆 1,396.67㎡)

25,419,394円

建物(白山市湊町ヨ145番地 523.13㎡)

1,442,502円

(5) 収蔵品

図書 13,863冊

古文書 2,555点

和漢書 1,341点

美術品及び参考書 198点

2 負債の部 2,164,650円

(1) 流動負債

未払金(賃金等) 2,164,650円

(2) 固定負債 0円

残余財産計 36,226,706円 (収蔵品除く。)